

人権啓発ビデオ上映会

夏休みを利用して、人権について勉強しませんか。上映する作品や日時は以下の表をご覧ください。

作品名(上映時間)	テーマ	日にち	時間	場所
 <p>アニメ「おかあちゃんごめんね」(26分) 大阪大空襲が、大阪の古い町、堺でも起こりました。当時6歳だった絹ちゃんの体験を人形アニメーションで映像化。</p>	平和問題	7月13日(水)	午後3時半～	体育室
 <p>もうひとつの沖縄戦記(30分) 沖縄戦を「子ども」という観点から見ていきます。あの時失われた命、生き残った命は果たして何を思うのでしょうか。</p>	平和問題	7月15日(金)	① 午前10時～ ② 午後1時～ ③ 午後4時～	視聴覚室
 <p>水平社を立ちあげた人々(17分) 水平社を立ち上げた背景やそこに参加した人々取材しました。「差別」や「いじめ」なくするために私たちはどう動くべきかを考えます。</p>	同和問題	8月19日(金)	① 午前10時～ ② 午後1時～ ③ 午後4時～	視聴覚室

「川西市パートナーシップ宣誓制度」がはじまって、2年たちました!

2020年8月1日に「川西市パートナーシップ宣誓制度」が始まりました。パートナーシップ宣誓制度とは、お互いを人生のパートナーとして、日常生活で協力し合うことを宣誓した、一方または双方が性的マイノリティである二人に対して、市が、宣誓した事実を証明する「宣誓書受領証」の交付を行うものです。

婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではありませんが、二人が夫婦に準じた生活を送りながらも、理解を得られないことによる悩みや生きづらさをすこしでも軽減し、二人がありのままの自分としていきたいという気持ちに寄り添うことを目的としています。



宣誓ができる人

一方または双方が性的マイノリティの人で、次のすべてにあてはまる人

- ★双方が、宣誓の当日に成年である
- ★一方または双方が川西市に住所を有している、または川西市への転入を予定している
- ★双方に配偶者(事実上婚姻と同様の関係にある人を含む)がない
- ★双方が宣誓しようとする相手方以外の人とパートナーシップの関係にない
- ★双方が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系婚族)でない

パートナーシップ宣誓書受領制度(見本)



★この受領書証の提示を受けられた方へ

この受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨を十分にご理解いただき、適切な対応についてご配慮いただきますようお願いいたします。

